

令和2年第5回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和2年第5回教育委員会定例会議事日程

令和2年5月26日（火）

午後1時 開会

多賀城市役所3階 第2委員会室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務
報告第14号

臨時代理の報告について（令和2年度多賀城市
一般会計補正予算（第2号）に対する意見）

議案第8号

多賀城市立図書館運営審議会委員の人事について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

令和2年第4回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

4月24日、28日及び30日、5月15日、多賀城市感染症災害対策本部会議が開催され、県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた本市の対応等を協議しました。5月15日現在の対応状況は、別表のとおりです。

5月19日、令和2年第2回市議会臨時会が開催され、本日臨時代理事務報告をいたします「令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）」について、原案のとおり可決されました。

市立小中学校については、5月31日まで臨時休業を延長していますが、緊急事態宣言の解除に伴い、6月1日からの学校再開に向けて5月中に登校日を設ける等、各学校において準備を進めております。

今後、学校の再開に当たっては、教室内の換気や消毒を実施するとともに、「密閉」「密室」「密接」が重ならないよう配意し、保護者及び児童生徒に対して不要不急の外出自粛、検温、手洗い、うがい等の注意喚起を徹底するなど、感染拡大防止に努めることとしています。

■生涯学習課関係

報告事項なし

■文化財課関係

報告事項なし

令和2年5月26日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

(別表) 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る本市の対応について

令和2年5月15日

緊急事態宣言の解除を受け、下記のとおり対応を決定します。

記

1 対応期間 5月16日(土)以降

2 施設及び事業の対応について

(1) 保健福祉部

No	施設・事業	5月31日までの対応(4/30決定)	今後の対応(5/16以降)
1	太陽の家	利用自粛依頼し、実施	安全に配慮して実施
2	コスモスホール		
3	トウインクル多賀城	5月31日まで、閉所	5月25日より再開
4	放課後児童クラブ	安全に配慮して実施	安全に配慮して実施
5	児童館・児童センター	5月31日まで、閉館	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら6月1日から当面の間、一部利用を制限して開館 ●主な一部利用制限内容 □イベントは当面見合わせ □館内での飲食の中止
6	子育てサポートセンター	5月31日まで、閉館 一時預かり、ファミリーサポートセンター、育児相談は実施	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら5月25日から当面の間、一部利用を制限して開館 ●主な一部利用制限内容 □利用時間・利用人数を制限すること □イベントは当面見合わせ □館内での飲食の中止
7	保育所等	・安全に配慮して実施 ・保育の利用自粛依頼 ・地域活動事業については中止 (子育てに関する電話相談のみ継続実施)	・安全に配慮して実施 ・6月1日から保育の利用自粛依頼の解除 ・地域活動事業については中止(子育てに関する電話相談のみ継続実施)
8	乳幼児健診	中止	6月から実施
9	BCG集団予防接種	実施	実施
10	1歳児育児体験事業	中止	7月から内容を変更し実施予定
11	離乳食講習会		6月から個別対応により実施
12	母子健康手帳交付等の個別相談	実施	実施
13	ハッピーパパママ学級	中止	6月から内容を変更し実施予定
14	妊婦歯科健康診査		実施

No	施設・事業	5月31日までの対応(4/30決定)	今後の対応(5/16以降)
15	乳幼児健康相談	中止(個別対応)	6月から個別対応により実施
16	集団検診(特定健康診査等)	延期	秋ごろ実施予定
17	各種検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、歯周病、骨粗鬆症)	延期	
18	シルバーヘルスプラザ	5月31日まで、閉館 予約受付等の窓口業務のみ実施	3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら、5月25日から入浴利用を除き開館。 なお、3密防止のためマニュアルを作成し一部サービスを制限する可能性あり。
19	シルバーワークプラザ	5月31日まで、教室等は中止 就労相談及び受注業務は実施	3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら、5月25日から開館
20	屋内ゲートボール場 屋外ゲートボール場	5月31日まで、閉館 予約受付等の窓口業務のみ実施	

(2) 教育委員会

No	施設・事業	5月31日までの対応(4/30決定)	今後の対応(5/16以降)
1	市立小中学校	5月31日まで臨時休業を延長	変更なし(5月中は学校毎に2、3日登校日を設定)
2	市民会館	5月31日まで、施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施 (9時-17時)以降閉館	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日(ただし、5/31までは、開館時間を9時-17時)から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □飛沫感染・接触感染等のリスクが高い施設利用は対象外とすること □利用人数を制限すること ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。
3	中央公民館		
4	山王地区公民館		
5	大代地区公民館		3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、6月1日から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □利用可能施設:トレーニング室、更衣室、シャワー室、談話室、子供遊戯室以外の施設 □利用対象者:市内の団体等 □利用人数を制限すること ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。
6	総合体育館		

No	施設・事業	5月31日までの対応(4/30決定)	今後の対応(5/16以降)
7	市民プール		当面の間 施設貸出し中止 予約受付等も休止
8	市民テニスコート		3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日(ただし、5/31までは、開館時間を8時-17時)から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □利用可能施設:(談話室、更衣室及びシャワー室)の利用を除くこと。なお、1コート当たりの利用人数を制限すること等。 □利用対象者:市内の団体等に限定 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。
9	多賀城公園野球場	5月31日まで、施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施 (9時-17時)以降閉館	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □利用対象者:市内の団体等に限定 □利用人数を制限すること ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。
10	中央公園		3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □利用対象者:市内の団体等に限定 □利用人数を制限すること ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。
11	市立図書館	5月31日まで、閉館(分室、移動図書館車も含む。) 返却ボックスを常時開放 →5月18日から、本館にて予約貸出し(9時-19時)のみ再開(5/8決定)	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、本館(5月18日)、分室(6月2日)、移動図書館車(6月1日)から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □開館時間の短縮(本館のみ) ・本館:9時-19時 □利用可能サービス。 ・資料の貸出し・返却 ・資料の予約 ・利用者登録(更新)等 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。

No	施設・事業	5月31日までの対応(4/30決定)	今後の対応(5/16以降)
12	埋蔵文化財調査センター展示室	5月31日まで閉館	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □来館者(観覧者数)を制限する。 (最大人数:展示室15名まで) □解説員による展示解説は、当面行わない。 □団体の利用は、当面受付けない。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。
13	埋蔵文化財調査センター体験館(史遊館)	5月31日まで閉館 予約受付のみ実施(9時~17時)	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □来館者(体験者数)を制限する。 (最大人数:体験者5名まで) □団体の利用は、当面受付けない。 □個人の体験は、原則事前申し込みとする。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。
14	学校施設開放	5月31日まで、施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施(9時-17時)	当面の間 施設貸出し中止 予約受付等も休止

(3) 総務部

No	施設・事業	5月31日までの対応(4/30決定)	今後の対応(5/16以降)
1	市民活動サポートセンター	5月31日まで、施設貸出し中止 予約受付等の窓口業務のみ実施	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □飛沫感染・接触感染等のリスクが高い施設利用は対象外とすること □利用人数を制限すること ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。
2	さんみらい多賀城イベントプラザ		3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、5月24日から当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □休憩室、更衣室、シャワー室の利用禁止 □利用人数を制限すること □飲食を伴うイベントの中止 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。

※利用者には市ホームページ及び施設内掲示等により周知する。

臨時代理事務報告第14号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和2年5月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和2年5月13日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）に対する
意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

市 公 第 2 6 3 号

令 和 2 年 5 月 1 3 日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 菊地 健次郎



令和 2 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）

について（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：市長公室（財政経営担当）

内線 2 1 5 熊谷



臨時代理事務報告第 1 4 号關係資料

令和 2 年度

教育委員會所管

一般会計補正予算（第 2 号）書

多賀城市教育委員會

議案第 号

令和 2 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度多賀城市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 9 2 2, 6 6 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1, 1 4 9, 3 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 5 月 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

1 予算総括

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,664,834	6,675,739	11,340,573
	1 国庫負担金	3,335,310	4,253	3,339,563
	2 国庫補助金	1,319,652	6,671,486	7,991,138
16	県支出金	1,755,693	120,000	1,875,693
	2 県補助金	497,569	120,000	617,569
19	繰入金	1,236,724	123,403	1,360,127
	1 基金繰入金	1,236,721	123,403	1,360,124
21	諸収入	668,803	3,524	672,327
	5 雑入	179,068	3,524	182,592
	歳入合計	24,226,654	6,922,666	31,149,320

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,132,778	6,334,635	9,467,413
	1 総務管理費	2,611,476	6,334,635	8,946,111
3	民生費	9,935,864	121,672	10,057,536
	1 社会福祉費	3,528,427	6,905	3,535,332
	2 児童福祉費	5,035,156	114,767	5,149,923
7	商工費	336,587	358,457	695,044
	1 商工費	336,587	358,457	695,044
9	消防費	715,904	3,630	719,534
	1 消防費	715,904	3,630	719,534
10	教育費	3,194,930	29,272	3,224,202
	2 小学校費	340,891	17,839	358,730
	3 中学校費	239,425	9,531	248,956
	4 社会教育費	1,407,707	1,902	1,409,609
14	予備費	53,997	75,000	128,997
	1 予備費	53,997	75,000	128,997
歳 出 合 計		24,226,654	6,922,666	31,149,320

第2表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
パソコン借上料	令和3年度から 令和7年度まで	174,218 千円	令和3年度から 令和7年度まで	216,908 千円
各種保守点検業務委託	令和3年度から 令和7年度まで	117,385 千円	令和3年度から 令和7年度まで	202,715 千円

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一般財源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円
6,334,635				
119,243				2,429
193,761	120,000			44,696
			3,630	
7,735				21,537
				75,000
6,655,374	120,000		3,630	143,662

節		説	明
区	分		
		千円	千円
			[子ども・子育て支援交付金交付要綱]
			1 放課後児童健全育成事業 5,880
			収入見込額 38,495
			[補正前 97,846,000円×1/3≒32,615,000円]
			[補正後 97,846,000円×1/3+5,880,000円×10/10≒38,495,000円]
			補正額 38,495,000円-32,615,000円=5,880,000円
			計上済額 32,615
			差引額 5,880
			2 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 15,587
			収入見込額 15,587
			[補正前 0円]
			[補正後 15,587,000円×10/10=15,587,000円]
			補正額 15,587,000円-0円=15,587,000円
			計上済額 0
			差引額 15,587
			2 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 88,000
			収入見込額 88,000
			[令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金交付要綱]
			[補正前 0円]
			[補正後 88,000,000円×10/10=88,000,000円]
			補正額 88,000,000円-0円=88,000,000円
			計上済額 0
			差引額 88,000
			3 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 4,700
			収入見込額 4,700
			[令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金交付要綱]
			[補正前 0円]
			[補正後 4,700,000円×10/10=4,700,000円]
			補正額 4,700,000円-0円=4,700,000円
			計上済額 0
			差引額 4,700
5		823	○生活支援課
			1 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 823
			収入見込額 3,263
			一時生活支援事業
			[補正前 一時生活支援事業委託料 294,000円×2/3=196,000円]
			[補正後 一時生活支援事業委託料 1,528,800円×2/3≒1,019,000円]
			補正額 1,019,000円-196,000円=823,000円
			計上済額 2,440
			差引額 823
1		4,730	○教育総務課
			1 学校保健特別対策事業費補助金 1,475
			収入見込額 1,475
			[学校保健特別対策事業費補助金交付要綱]
			[補正前 0円]
			[補正後 2,950,000円×1/2=1,475,000円]
			補正額 1,475,000円-0円=1,475,000円
			計上済額 0
			差引額 1,475
			2 小学校情報機器整備費補助金 3,255
			収入見込額 3,255
			[公立学校情報機器整備費補助金交付要綱]
			・家庭学習のための通信機器整備支援事業
			[補正前 0円]

15款 国庫支出金

19 款 繰入金

123,403千円

1 項 基金繰入金

123,403千円

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
19	繰入金	千円 1,236,724	千円 123,403	千円 1,360,127
	1 基金繰入金	1,236,721	123,403	1,360,124
	1 1 財政調整基金繰入金	415,191	119,773	534,964
	11 東日本大震災復興基金繰入金	122,293	3,630	125,923
計		1,236,721	123,403	1,360,124

21 款 諸収入

3,524千円

5 項 雑入

3,524千円

21	諸収入	668,803	3,524	672,327
	5 雑入	179,068	3,524	182,592
	2 雑入	179,041	3,524	182,565
計		179,068	3,524	182,592

節		説	明
区	分 金 額		
	千円		千円
1	財政調整基金 繰入金	119,773	○市長公室 1 財政調整基金繰入金 119,773 収入見込額 534,964 計上済額 415,191 差引額 119,773
1	東日本大震災 復興基金繰入金	3,630	○市長公室 1 東日本大震災復興基金繰入金 3,630 収入見込額 125,923 [対象事業] ・災害用備蓄品整備事業 3,630,000円 計上済額 122,293 差引額 3,630

6	雑入	3,524	○学校給食センター 1 雑入 3,524 1 学校臨時休業対策費補助金 3,524 収入見込額 3,524 計上済額 0 差引額 3,524
---	----	-------	---

1 9 款 繰入金 2 1 款 諸収入

3 歳出

7 款 商工費 358,457千円
 1 項 商工費 358,457千円

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	336,587	358,457	695,044	313,761			44,696

9 款 消防費 3,630千円
 1 項 消防費 3,630千円

9	消防費	715,904	3,630	719,534			3,630	
	1 消防費	715,904	3,630	719,534			3,630	
	3 災害対策費	40,795	3,630	44,425			繰入金 3,630	
計		715,904	3,630	719,534			3,630	

10 款 教育費 29,272千円
 2 項 小学校費 17,839千円

10	教育費	3,194,930	29,272	3,224,202	7,735			21,537
	2 小学校費	340,891	17,839	358,730	4,730			13,109
	1 学校管理費	264,029	3,000	267,029	国庫支出金 1,475			1,525
	2 教育振興費	76,862	14,839	91,701	国庫支出金 3,255			11,584

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円		千円
		19 負担金、補助及び交付金 180,000 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 180,000 3 事業継続支援給付金支給事業 [緊急経済対策] 130,457 12 役務費 457 通信運搬費 212 手数料 245 19 負担金、補助及び交付金 130,000 事業継続支援給付金 130,000 4 雇用調整助成金申請支援補助金支給事業 [緊急経済対策] 10,000 19 負担金、補助及び交付金 10,000 雇用調整助成金申請支援補助金 10,000 5 提案事業助成金支給事業 [緊急経済対策] 10,000 19 負担金、補助及び交付金 10,000 提案事業助成金 10,000	

11 需用費	3,630	○交通防災課 1 災害用備蓄品整備事業 3,630 11 需用費 3,630 消耗品費 3,630	5,562
--------	-------	--	-------

11 需用費	3,000	○教育総務課 1 学校施設維持管理事業 [小学校] 3,000 11 需用費 3,000 消耗品費 3,000	108,746
13 委託料	7,651	○教育総務課 1 学校 I C T 整備事業 [小学校] 14,839 13 委託料 7,651 小学校情報機器保守管理業務委託料 7,651	45,318
14 使用料及び賃借料	3,828	14 使用料及び賃借料 3,828	

7 款 商工費 9 款 消防費 10 款 教育費

10款 教育費
2項 小学校費

29,272千円
17,839千円

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	340,891	17,839	358,730	4,730			13,109

10款 教育費
3項 中学校費

29,272千円
9,531千円

3	中学校費	239,425	9,531	248,956	3,005			6,526
	1 学校管理費	177,585	2,000	179,585	975 国庫支出金 975			1,025
	2 教育振興費	61,840	7,531	69,371	2,030 国庫支出金 2,030			5,501
	計	239,425	9,531	248,956	3,005			6,526

10款 教育費
4項 社会教育費

29,272千円
1,902千円

4	社会教育費	1,407,707	1,902	1,409,609				1,902
	1 社会教育総務費	243,156	1,902	245,058				1,902
	計	1,407,707	1,902	1,409,609				1,902

14款 予備費
1項 予備費

75,000千円
75,000千円

14	予備費	53,997	75,000	128,997				75,000
	1 予備費	53,997	75,000	128,997				75,000

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
18 備品購入費	千円 3,360	パソコン等借上料 18 備品購入費 学校用備品購入費	千円 3,828 3,360 3,360
			千円

11 需用費	2,000	○教育総務課 1 学校施設維持管理事業 [中学校] 11 需用費 消耗品費	2,000 2,000 2,000	87,806
13 委託料	3,619	○教育総務課 1 学校 I C T 整備事業 [中学校] 13 委託料 中学校情報機器保守管理業務委託料	7,531 3,619 3,619	25,628
14 使用料及び賃借料	1,812	14 使用料及び賃借料 パソコン等借上料	1,812 1,812	
18 備品購入費	2,100	18 備品購入費 学校用備品購入費	2,100 2,100	

11 需用費	1,902	○生涯学習課 1 生涯学習課庶務事務 11 需用費 消耗品費	1,902 1,902 1,902	3,046
--------	-------	---	-------------------------	-------

--	--	--	--	--

10 款 教育費 14 款 予備費

○令和2年度債務負担行為内訳表

(変更)

	事 項	変更前 限度額	変更後 限度額	内 訳
1	パソコン借上料	千円 174,218	千円 216,908	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校情報機器(タブレット端末)借上げ(教育総務課)(28,977千円) 小学校6校 729台 ・ 中学校情報機器(タブレット端末)借上げ(教育総務課)(13,713千円) 中学校4校 345台
2	各種保守点検業務委託	117,385	202,715	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校情報機器保守管理業務(教育総務課)(57,929千円) ・ 中学校情報機器保守管理業務(教育総務課)(27,401千円)

議案第 8 号

多賀城市立図書館運営審議会委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和 2 年 6 月 1 日	丸 田 浩 之	多賀城小学校校長
委嘱	令和 2 年 6 月 1 日	橋 元 伸 二	多賀城中学校校長
委嘱	令和 2 年 6 月 1 日	内 海 景 子	山王小学校教諭
委嘱	令和 2 年 6 月 1 日	金 田 裕 美	第二中学校教諭
委嘱	令和 2 年 6 月 1 日	村 上 秀 典	多賀城市私立幼稚園連合会会長
委嘱	令和 2 年 6 月 1 日	五代儀 良子	社会教育委員
委嘱	令和 2 年 6 月 1 日	千 葉 則 敏	宮城県図書館企画管理部長
委嘱	令和 2 年 6 月 1 日	宮 城 裕 子	図書館ボランティア
委嘱	令和 2 年 6 月 1 日	佐々木 優美	家庭文庫主宰
委嘱	令和 2 年 6 月 1 日	渡 辺 豊	元新聞記者

令和 2 年 5 月 2 6 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市立図書館運営審議会委員名簿

任期 令和2年6月1日～令和4年5月31日

NO	氏名	職	条例による位置付け	備考
1	丸田 浩之	多賀城小学校校長	学校教育関係者	
2	橋元 伸二	多賀城中学校校長	学校教育関係者	
3	内海 景子	山王小学校教諭	学校教育関係者	
4	金田 裕美	第二中学校教諭	学校教育関係者	
5	村上 秀典	多賀城市私立幼稚園連合会会長	学校教育関係者	
6	五代儀 良子	社会教育委員	社会教育関係者	
7	千葉 則敏	宮城県図書館企画管理部長	社会教育関係者	
8	宮城 裕子	図書館ボランティア	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
9	佐々木 優美	家庭文庫主宰	学識経験者	
10	渡辺 豊	元新聞記者	その他教委員会が必要と認める者	

○委員の構成

学校教育関係者	5
社会教育関係者	2
家庭教育の向上に資する活動を行う者	1
学識経験者	1
その他教委員会が必要と認める者	1
計	10

～ 多賀城市立図書館運営審議会条例(抜粋) ～

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育に関係する者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。